

(介護予防)特定施設入居者生活介護 ケアハウス白寿荘西 利用料金表(月額)

令和2年5月1日～

毎月の利用料は入居者の前年の収入に応じ、国で定められた下記の階層区分(事務費・生活費・管理費の合計金額)により徴収されます。

- ★ サービスの提供に要する費用(事務費)・・・施設の一般管理費および人件費などに充当されます。
- ★ 生活費・・・食事代(三食提供)・入浴代・共用部分の光熱水費・保健衛生費などに充当されます。
- ★ 居住に要する費用(管理費)・・・家賃として施設整備費に充当されます。

※ 利用料については、厚生労働省の通達に基づいており、料金改正に伴って改訂もありますので、ご了承下さい。

① 月額基本料

対象収入による階層区分		事務費 本人負担額	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,090 円	9,900 円	65,990 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円	//	//	68,990 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円	//	//	71,990 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円	//	//	74,990 円
5	1,800,001 円 以上	19,400 円	//	//	75,390 円

(注1) この表における「対象収入」とは、前年度の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいいます。収入の申告は、入居後毎年手続きが必要です。

(注2) 生活費については、冬期間(11月から3月までの5ヶ月間)の暖房費として毎月6,819円加算をいただきます。

(注3) 居室で使用される電気、水道、電話等の代金は各人でご負担いただきます。

(注4) ご夫婦で入居される場合の事務費は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合は、上記表の額から30%減額した額とします。

② (介護予防)特定施設入居者生活介護費

区 分	介護給付費の 単位	1か月の目安	自己負担額(1か月分)の目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	181 単位/日	55,060 円	5,506 円	11,012 円	16,518 円
要支援 2	310 単位/日	94,302 円	9,430 円	18,860 円	28,290 円
要介護 1	536 単位/日	163,051 円	16,305 円	32,610 円	48,915 円
要介護 2	602 単位/日	183,128 円	18,312 円	36,624 円	54,936 円
要介護 3	671 単位/日	204,118 円	20,411 円	40,822 円	61,233 円
要介護 4	735 単位/日	223,587 円	22,358 円	44,716 円	67,074 円
要介護 5	804 単位/日	244,576 円	24,457 円	48,914 円	73,371 円

※ 1か月：30日 地域加算（7級地）→1単位：10.14円で計算

【介護保険における各種加算】 ★1単位：10.14円

★自己負担額は、自己負担割合（1～3割）によって変わります

(1) 夜間看護体制加算 10 単位/日 ※要介護1～5の方のみ

「重度化対応指針」を策定したうえで、看護職員との24時間連絡体制をとり、夜間の緊急時においても医療機関と連携して対応を図ることにより算定される加算です。

(2) 医療機関連携加算 80 単位/月

看護職員が利用者ごとの健康状態を継続的に記録し、利用者の同意を得て、主治医・協力医療機関に対して月に1回以上情報提供を行うことにより算定される加算です。

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ(1月) 所定単位数(基本部分+各種加算)×サービス別加算率(3.3%)

介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。個々の所定単位数によって負担額が異なります。

(4) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数(基本部分+各種加算)×サービス別加算率(1.8%)

経験・技能のある介護職員に重点をおいた職員の処遇改善を目的とした加算です。個々の所定単位数によって負担額が異なります。

(5) サービス提供体制強化加算 18 単位/日

状態が軽い段階で入居した場合でも、引き続き特定施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進するための加算です。

(6) 口腔衛生管理体制加算 30 単位/月

介護職員が歯科医や歯科衛生士から技術的な助言や指導を受け、口腔ケアの質を向上させる体制を整えることにより算定される加算です。

(7) 栄養スクリーニング加算 5 単位/回 (6 ヶ月に 1 回を限度に加算)

定期的に栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に対して情報提供を行うことにより算定される加算です。

(8) 退院・退所時連携加算 ※対象の方のみ ※要介護 1～5の方のみ

入居日から 30 日間 30 単位/日

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院から退院・退所して入居した場合に、病院等と連携し対応を図ることにより算定される加算です。

(30 日を超える入院・入所後に再び入居した場合も同様)

(9) 若年性認知症入居者受入加算 120 単位/日 ※対象の方のみ

若年性認知症の入居者に対して、個別の担当者を定めて、一人一人の特性や家族のニーズに応じたサービスを行うことにより算定される加算です。

(10) 看取り介護加算 ※対象の方のみ

特定施設入居者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化を目的とした加算です。

○ 死亡日・・・1,280 単位/日

○ 死亡日の前日、前々日・・・680 単位/日

○ 死亡日以前 4 日以上 30 日以下・・・144 単位/日

③ その他費用

光熱水費、日常生活消耗品、医療費等、オムツ代等、個人にかかる費用（別紙：介護サービス一覧表による）

$1 \text{ か月の請求額} = \text{①月額基本料} + \text{②介護保険自己負担額} + \text{③その他費用}$
--